

市有財産（幸町地内市有地（幸町 4440 番））売却  
物件調書及び契約条件【応募先着順】

1 入札物件

(1) 物件名

幸町地内市有地（幸町 4440 番）

(2) 物件概要（物件調書）

土 地	地 番	富山県氷見市幸町 4440 番
	地 目	現況：宅地 登記：雑種地
	面 積	223 m <sup>2</sup>
最低売却価格	1,499,000 円	
接面道路の状況	なし	
都市計画法及び建築基準法上の主な制限	用途地域	準工業地域
	建ぺい率・容積率	建ぺい率：60%、容積率：200%
	防火地域	無
	高度地区	無
私道の負担等に関する事項	負担なし	
供給施設の状況	電 気	可
	ガ ス	プロパン
	上水道	可
	下水道	可
交通機関	加越能バス「幸町」停留所まで約 300m	
公共施設	比美乃江小学校まで約 700m 北部中学校まで約 2.0 km	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・物件敷地は市の災害ハザードマップにおいて洪水浸水想定区域（予想される浸水深 0.5～3.0m）に位置しています。</li><li>・地下埋設物、土壤汚染の調査は実施していません。</li></ul>	

※物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、事前に必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

2 契約条件

- (1) 落札者は、売買物件を福祉もしくは産業の振興に寄与する目的の用又は居住の用に供さなければなりません。
- (2) 落札者は、契約の締結の日から起算して 3 年以内に、前号の目的の用に供するために着手しなければなりません。
- (3) 落札者は、売買物件上に建築する建築物を次に掲げる用途に供してはいけません。また、その目的をもって売買物件を求める者に譲渡又は貸与してはいけません。  
ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第

1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 13 項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する用途

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号から第 6 号までに規定する暴力団等の事務所その他これらに類する用途

ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第 5 条第 1 項の規定による観察処分の決定を受けた団体の事務所その他これらに類する用途

(4) 落札者は、契約の締結の日から起算して 5 年間は、市の承諾を得ない売買物件の第三者への所有権移転、貸与、又は物件への地上権、賃借権その他使用収益を目的とする権利の設定を行ってはいけません。ただし、物件の取得目的を変更しない所有権移転等（取得目的を宅地造成とする場合における、造成後の土地購入者への売却等）については、市の承諾は不要とします。

(5) 売買物件上に建築物等を建築する際は、次の事項を遵守しなければなりません。

ア 関係法令を遵守するとともに事前に関係行政庁と協議を行うこと。

イ 市の関係条例等を遵守すること。

ウ 近隣住民その他第三者との紛争が生じないよう留意すること。

(6) 所有権移転後、この物件の管理に伴う一切の費用は、落札者の負担とします。